

葛飾区小規模保育事業認可事務取扱要領（27 葛子育第 357 号子育て支援部長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 23 号。以下「条例」という。）で定めるもののほか、小規模保育事業の設備及び運営に関する基準及び認可に関する事務手続等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）、葛飾区児童福祉法施行細則（昭和 39 年規則 27 号。以下「細則」という。）、条例、葛飾区家庭的保育事業等の化学物質対策等の基準を定める要綱（29 葛子育第 1004 号区長決裁。以下「要綱」という。）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下、「府令」という。）で使用する用語の例による。

（保育所等との連携）

第3条 小規模保育事業者は、省令第 6 条に基づき、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、小規模保育事業者による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認可保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な小規模保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 当該小規模保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れ、教育又は保育を提供すること。

（建物及び設備の基準）

第4条 小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型の、構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び関係法令並びに関係規程の定めるところに従うほか、採光、換気等、入所児童の衛生、危険防止に十分な注意を払い、次に掲げる区分に応じた設備を有し、適切に運営すること。

類型	区分	要件
6人以上19人以下 小規模保育事業所A型及びB型 (利用定員)	乳児室又はほふく室	省令第 28 条第 2 号に定める面積(0・1 歳児 1 人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 以上)を、保育に有効な面積(部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。)として確保すること。
	保育室又は遊戯室	省令第 28 条第 5 号に定める面積(2 歳児 1 人当たり 1.98 m <sup>2</sup> 以上)を、保育に有効な面積として確保すること。また、条例第 7 条第 1 項に基づき、手洗い設備を設けること。
	屋外遊戯場	省令第 28 条第 5 号に定める面積(2 歳児 1 人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 以上)を、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。
	調理設備	省令第 28 条及び第 32 条、条例第 7 条第 2 項及び第 8 条に基づき、「乳児又は満 2 歳に満たない幼児」が「乳児室又はほふく室」から又は「満 2 歳以上の幼児」が「保育室又は遊戯室」から容易に立ち入ることがないように、「乳児室又はほふく室」又は「保育室又は遊戯室」と壁・板等で区画されていること。
	便所	条例第 7 条第 1 項及び第 8 条に基づき、便所には保育室用とは別に専用の手洗設備が設けられていること。また、保育室及び調理設備と区画されており、かつ、子どもが安全に使用できるものであること。

10人以下 小規模保育事業所C型(定員6人以上)	乳児室又は ほふく室	省令第33条第2号に定める面積(0・1歳児1人当たり3.3㎡以上)を、保育に有効な面積として確保すること。
	保育室又は 遊戯室	省令第33条第5号に定める面積(2歳児1人当たり1.98㎡以上)を、保育に有効な面積として確保すること。また、条例第9条第1項に基づき、手洗い設備を設けること。
	屋外遊戯場	省令第33条第5号に定める面積(2歳児1人当たり1.98㎡以上)を、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。
	調理設備	省令第33条及び条例第9条第2項に基づき、「乳児又は満2歳に満たない幼児」が「乳児室又はほふく室」から又は「満2歳以上の幼児」が「保育室又は遊戯室」から容易に立ち入ることがないよう、「乳児室又はほふく室」又は「保育室又は遊戯室」と壁・板等で区画されていること
	便所	条例第9条第1項に基づき、便所には保育室用とは別に専用の手洗設備が設けられていること。また、保育室及び調理設備と区画されており、かつ、子どもが安全に使用できるものであること。

- 2 条例第4条第1項及び要綱第2条第2項に基づき、新築又は室内改修を行った室内で保育を行う場合、別表1に定める室内化学物質対策実施基準に基づき室内化学物質対策を実施すること。
- 3 昭和56年6月1日以前に建築された建物の場合は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造等の建築物にあつてはIs値が0.6以上かつq値が1.0以上、木造の建築物にあつてはIw値が1.0以上であることが確認された建物であることを証明するよう努めること。
- 4 省令第28条、第32条、第33条に基づき、保育室等を2階に設ける建物は、前項のほか、次の(1)から(2)まで、及び(6)の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
- (1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区 分	施設又は設備
2 階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以 上 の 階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階級の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- (3) 前項に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。
- (4) 小規模保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と同調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- イ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- 5 条例第7条第3項、第8条、第9条第3項に基づき、前項第2号に定められた2以上の施設への経路に重複部分がある場合、その重複部分の距離は、各施設までの距離の2分の1未満の距離とする。
- 6 通路や避難路等は、速やかな避難のため、幅1m以上を確保するよう努めること。

（利用定員の年齢別の設定）

第5条 小規模保育事業所の定員は、府令第37条第2項に関わらず、年齢別に設定するものとする。

（職員配置）

第6条 保育士、保育従事者、調理員等の職員配置は、省令に規定する人数とする。

- 2 省令第29条第1項、第31条第1項及び第34条第1項に基づき、小規模保育事業所に嘱託医を置く。嘱託医は省令第17条第1項から第3項に規定された内容の業務を行うものとする。
- 3 省令の職員のほか、条例第7条第4項及び第5項、第8条並びに第9条第4項に基づき、小規模保育事業所に管理者を置く。管理者は、常勤の保育士として児童福祉事業（保育に係るものに限る。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、小規模保育事業所の運営管理の業務に専ら従事する者とする。
- 4 小規模保育事業所A型における、嘱託医と管理者の他の職員配置は次のとおりとする。

(1) 保育士

ア 必要な保育士の数は、省令第29条第2項の規定に基づき、児童の年齢別に、入所児童数を同項に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計した数に1を加えた（小数点を四捨五入した）数以上とする。

【計算式】

{乳児×1/3（小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求める。以下同じ。）} + {1~2歳児×1/6} + 1 = 必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）

イ 保育士は、常勤の保育士をもって確保することを原則とする。ただし、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について（平成10年2月18日児発第85号）」に基づき、次の条件を全て満たす場合には、省令第29条第2項に規定する保育士の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てることができる。

(ア) 学級担任は、原則として常勤かつ専任であること

(イ) 常勤の保育士が各組や各グループに 1 人以上（乳児を含む組やグループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が 2 人以上の場合は、2 人以上）配置されていること

(ロ) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合の勤務時間が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること

ウ 省令第 29 条第 3 項に基づき、保育士員数の算定に当たっては、当該小規模保育施設に勤務する保健師又は看護師及び准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

エ 省令附則第 7 条及び第 9 条より、必要な保育士の算出にあたり、アにより算出した保育士数の 3 分の 2 以上の常勤保育士（イ及びロによる常勤保育士とみなす者は含まない）を配置している場合、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を保育士としてみなすことができる。ただし、保育経験のない幼稚園教諭等は、区が指定する研修の受講を修了していることを条件とする。

オ 省令附則第 8 条により、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に應じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、アによる保育士の数の算定については、「認可保育所設置認可等事務取扱要綱（平成 10 年 3 月 31 日 9 福保子推第 1047 号）」の第 2 の 4（1）の（エ）、（カ）、及び（ク）から（サ）までの基準を準用し、この基準を満たして配置した「都知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」を、保育士としてみなすことができる。ただし、省令附則第 9 条に基づき、アにより算出した保育士数の 3 分の 2 以上の常勤保育士（イからエまでによる常勤保育士とみなす者は含まない）を置かなければならない。

カ 公定価格の支払いを受ける場合において、利用乳幼児に保育標準時間認定を受ける子どもがいる場合、保育士又はエ及びオによるみなし保育士を追加で配置すること。当該職員は非常勤でもよい。ただし、アにより算出した保育士数の 3 分の 2 以上の常勤保育士（イからエまでによる常勤保育士とみなす者は含まない）を置かなければならない。

## (2) 調理員

省令第 29 条第 1 項に基づき、調理員を置く。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所又は省令第 16 条の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

ア 省令第 6 条に定める連携施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）

イ 当該小規模保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは小規模保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

5 小規模保育事業所 B 型における、嘱託医と管理者の他の職員配置は次のとおりとする。

### (1) 保育従事者

ア 必要な保育従事者の数は、省令第 31 条第 1 項に規定に基づき、児童の年齢別に、入所児童数を同項に規定する保育従事者の員数の基準となる児童数で除し、小数点第 1 位（小数点第 2 位以下切り捨て）まで求め、各々を合計した数に 1 を加えた（小数点以下を四捨五入した）数以上とする。

#### 【計算式】

$\{乳児 \times 1/3\} + \{1 \sim 2 \text{ 歳児} \times 1/6\} + 1 = \text{必要保育従事者数（小数点第 1 位を四捨五入）}$

イ 必要保育従事者数のうち、必要保育士数は、以下の算出方法による。

アで算出した必要保育従事者数  $\times 1/2 = \text{必要保育士数（小数点第 1 位を切り上げ）}$

ウ 保育従事者は、常勤の職員をもって確保することを原則とする。ただし、前項第 1 号イを準用し、同イの条件を全て満たす場合には、省令第 31 条第 2 項に規定する保育従事者の定数の一部に短時間勤務（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務）の保育従事者及びその他の常勤以外の保育従事者を充てることことができる。

エ 省令第 31 条第 3 項に基づき、保育士従事者数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所に勤務す

る保健師又は看護師及び准看護師を、1人に限り、保育従事者(保育士)とみなすことができる。

オ 公定価格の支払いを受ける場合において、利用乳幼児に保育標準時間認定を受ける子どもがいる場合、非常勤保育従事者を追加で配置すること。また、この追加の配置を含めた保育従事者の半数以上が保育士(エの「みなし保育士」も保育士とする)であること。

(2)調理員

小規模保育事業所A型の規定を適用する。

6 小規模保育事業所C型における、嘱託医と管理者の他の職員配置は次のとおりとする。

(1)家庭的保育者及び家庭的保育補助者

ア 省令第34条第2項に基づき、1人の家庭的保育者につき乳幼児3人以下とすること。ただし、また、家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児5人以下とすること。

イ 公定価格の支払いを受ける場合において、利用乳幼児に保育標準時間認定を受ける子どもがいる場合、家庭的保育補助者を追加で配置すること。

(2)調理員

小規模保育事業所A型の規定を適用する

(乳幼児突然死症候群対策)

第7条 小規模保育事業者は、保育を行うにあたり、条例第4条第2項及び要綱第3条に基づき別表2に定める基準により乳幼児突然死症候群の防止対策を実施すること。

(職員の検便)

第8条 小規模保育事業者は、条例第5条に基づき、利用乳幼児の調理、調乳、食事介助に従事する職員に対し、月1回以上の検便を行うこと。

(健康診断結果等の把握)

第9条 小規模保育事業者は、省令第17条第4項に基づき、職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。常勤、非常勤を問わず、調理・調乳等に従事する職員の健康診断結果及び検便結果を把握していること。

(記録の整備)

第10条 小規模保育事業者は、府令第49条第2項に基づき、利用乳幼児に対する保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しその完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 保育所保育指針に基づく保育の提供に当たっての計画

(2) 府令第12条を準用し、提供した保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 府令第19条を準用し、区及び他自治体への通知に係る記録

(4) 府令第30条第2項を準用し、苦情の内容等の記録

(5) 府令第32条第3項を準用し、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 第7条に基づき行った利用乳幼児の睡眠中の様子や呼吸の確認等の記録の保存期間は、前項の期間と同一とする。

3 第9条に基づき行った職員の検便結果の記録の保存期間は、本条第1項の期間と同一とする。

(賠償体制の整備)

第11条 小規模保育事業者は、府令第50条による同府令第32条第4項の準用により、利用者に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合に速やかに損害賠償を行うため、事業を開始する前までに

賠償保険加入等の体制を整えなければならない。

(重要事項説明)

第 12 条 小規模保育事業者は、府令第 38 条の規定に基づき、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程、連携施設の種類の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 前項の運営規程に定める内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由およびその額
- (6) 年齢別の利用定員
- (7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待防止のための措置に関する事項
- (11) 秘密保持
- (12) 個人情報の保護
- (13) 苦情対応（対応窓口の設置と利用者への明示、結果の公表までを含む）
- (14) 保育の運営に関する重要事項

(保育に関する評価等)

第 13 条 小規模保育事業者は、府令第 45 条第 2 項に基づき、概ね 5 年に 1 度、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(事故・感染症等の報告)

第 14 条 小規模保育事業者は、「特定教育・保育施設等における事故の報告について（26 福保字第 2983 号平成 27 年 3 月 27 日）」および「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について（26 福保字第 2984 号平成 27 年 3 月 27 日）」に基づき、死亡事故や治療に 30 日以上を要すると予想される事故等が発生した場合、又は重篤な事故に直結するような事件・事故、重篤な感染症若しくは食中毒が発生した場合、速やかに区へ報告すること。

(事前協議)

第 15 条 申請者は、認可申請にあたり、区と事業計画を含めた協議をするものとする。

(審査基準)

第 16 条 法第 34 条の 15 第 3 項第 1 号に定める「当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げる（1）又は（2）であることとする。

- (1) 小規模保育事業の経営を行うために必要な全ての物件について所有権を有し、当該小規模保育事業の運営費 2 ヶ月分に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- (2) 不動産の貸与を受けて小規模保育事業を運営する場合、第 19 条の要件を全て満たしていること。

2 申請者が法人の場合、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 過去3か年の決算書において2年以上赤字決算となっていないこと。
- (2) 監査結果報告書において重大な指摘事項がないこと。

(社会福祉法人及び学校法人以外の者による認可申請について)

第17条 「家庭的保育事業等の認可について(顧児発1212第6号平成26年12月12日。以下「6号通知」という。)」により、社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による認可申請について社会福祉法人等以外の者が小規模保育事業の認可申請を行う場合、以下の内容を満たすものとする。

- (1) 当該小規模保育事業を経営するために、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)を参考に、事業規模に応じた、必要な経済的基礎があると区が認めること。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、直近の会計年度において、小規模保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (2) 当該小規模保育事業の経営者(経営担当員(業務を執行する社員、取締役執行又はこれらに準ずる者をいう。))とする。以下同じ)が社会的信望をすること。
- (3) 当該小規模保育事業を行うにあたり、次のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。
  - ア 実務を担当する幹部職員が保育所等に2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者か、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有するものを含むこと。
  - イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずるものを含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(小規模保育事業の運営に関し、当該小規模保育事業の相談に応じ、又は意見を述べる委員会を言う。)を設置するよう努めること。
  - ウ 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- (4) 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと

(社会福祉法人等以外の者による認可の際の条件)

第18条 6号通知により、社会福祉法人等以外の者による事業の認可については、次の条件を付すものとする。

- (1) 法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 府令第50条により準用された府令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、小規模保育事業を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別表3の借入金明細書、及び別表4の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。
- (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、小規模保育事業を経営する事業に係る現状報告書を添付して、区長に対して提出すること。
  - (ア) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算表又は損益計算表など、会計に関し区が必要と認める書類
  - (イ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、小規模保育事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを掲載)別表3の借

入金明細書、別表 4 の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（不動産の貸与を受けて運営する小規模保育事業の認可の基本方針）

第 19 条 不動産の貸与を受けて小規模保育事業を運営する場合は、事業等を経営する者が安定的、継続的に行われるために、以下の要件を満たすものでなければならない。

- （1）賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- （2）安定的に賃借料を支払い得る財源の確保のため、当該小規模保育事業の運営費 2 か月分の他に、賃借料 6 か月分の資金を有していること。
- （3）賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。
- （4）安定的な保育ができるよう当該賃貸借期間が賃貸契約書において 10 年以上、またはそれと同等と区が認める場合

（認可申請）

第 20 条 第 15 条の結果を踏まえ、申請者は、規則第 36 条の 36 第 1 項、第 2 項及び細則第 30 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等認可申請書に、別表 5 に掲げる書類を添付し、認可を受けようとする日の 1 月前までに区長へ提出するものとする。

（認可）

第 21 条 区長は、前条の規定により申請された小規模保育事業の認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

- 2 区長は審査の結果、当該小規模保育事業の運営を認可する場合は細則第 30 条第 2 項の規定により、家庭的保育事業等認可通知書にて申請者に通知するものとする。
- 3 当該小規模保育事業の運営を認可しない場合は細則第 30 条第 3 項の規定により、家庭的保育事業等不認可通知書にて申請者に通知するものとする。

（内容変更の手続）

第 22 条 認可内容のうち認可を受けた小規模保育事業者に大きく関わる事項（定員、事業規模等）の変更をしようとする場合は、あらかじめ区長に協議するものとする。定員を減ずる場合、定員減の 6 か月以上前に区長に協議するものとする。また、定員減の届出は支援法第 47 条第 3 項の規定により、定員を減ずる日の 3 か月前までに届け出なければならない。

- 2 小規模保育事業を行う場所の建物その他設備の規模構造、使用区分、屋外遊戯場、敷地の使用に係る権利関係、定員内訳等の運営方法又は代表者若しくは管理者を変更しようとする小規模保育事業者は、規則第 36 条の 36 第 4 号及び細則第 30 条第 4 項の規定により、家庭的保育事業等変更届に第 20 条の申請書に添付する書類に準じて区長が必要と認める書類を添付し、変更しようとする日の 1 月前までに区長へ提出するものとする。
- 3 小規模保育事業の名称、種類及び位置に変更があったときは、規則第 36 条の 36 第 3 項及び細則第 30 条第 4 項の規定により、家庭的保育事業等変更届に、第 20 条の申請書に添付する書類に準じて区長が必要と認める書類を添付し、変更のあった日から起算して 1 月以内に区長へ提出するものとする。ただし、あらかじめ変更が見込まれる場合にあっては、変更前に区長に協議するものとする。

（廃止・休止）

第 23 条 小規模保育事業の廃止・休止については、その公共性から、小規模保育事業者は原則として

廃止又は休止しようとする6か月以上前までに区長と協議すること。

その上で、小規模保育事業を廃止又は休止しようとする小規模保育事業者は、規則第36条の37及び細則第30条第5項の規定により、家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書に、次に掲げる書類を添付し、廃止又は休止しようとする日の3か月前までに区長へ提出するものとする。

- (1) 利用乳幼児の処遇（児童の受け入れ先など）
- (2) 廃止の場合は財産処分の具体的方法
- (3) 廃止の場合は職員の退職後の状況
- (4) 休止の場合は休止の予定期間

2 区長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書により、承認しない場合は家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書により、申請者に通知するものとする。

3 休止の承認を受けた小規模保育事業者が事業を再開するときは、区へ届け出るものとする。

（確認等の手続）

第24条 支援法第43条第1項の規定による確認、確認内容の変更、又は確認の辞退に関する手続は、認可等の手続と併せて行うものとする。

付 則

この要領は、平成27年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成27年11月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成30年1月16日から施行する。
- 2 連携施設については、平成32年3月31日までの間、確保しないことができる。

別表 1 (要綱第 2 条・別表 1)

室内の化学物質対策

区分	内容
実施内容	<p>家庭的保育事業者等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）第 3 条第 1 項に規定する家庭的保育事業者等をいう。以下同じ。）は、家庭的保育事業所等（省令第 1 条第 2 項に規定する家庭的保育事業所等をいう。以下同じ。）の室内の化学物質濃度の測定を第三者の専門検査機関に依頼し、室内の安全性を確認する。当該測定は、室内に什器等を設置した状態で実施することが望ましい。家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を開始した後であっても、室内の環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行った場合は、同様の取扱いとする。</p>
測定対象化学物質	<p>厚生労働省が定める室内濃度指針値一覧表の揮発性有機化合物のうち、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの 6 種</p>
検査機関	<p>室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（平成 12 年 6 月 30 日生衛発第 1093 号厚生省生活衛生局長通知）に定める標準的測定方法（以下この表において「標準的測定方法」という。）により検査できる機関</p>
測定方法	<p>標準的測定方法によること。</p> <p>日常の使用状況を想定し、3 歳児は床上 60 センチメートル、乳児は床上 30 センチメートルなど、乳児及び幼児の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。</p> <p>測定の際は、換気装置を停止させること。ただし、常時稼働させる必要がある換気装置については、この限りでない。</p> <p>窓際、出入口及び送風口付近で測定することは避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。</p> <p>100 平方メートル以下の家庭的保育事業所等においては、乳児室及び保育室において 1 箇所測定し、100 平方メートルを超える家庭的保育事業所等においては、乳児室及び保育室において最低 2 箇所測定すること。</p>
測定結果及び再検査	<p>厚生労働省が定める室内濃度指針値一覧表の室内濃度指針値（以下この表において「指針値」という。）以下であることを確認すること。</p> <p>指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じた後、この要綱に従い再検査を行い、家庭的保育事業等を開始し、又は再開する 2 週間前までに指針値以下であることを確認すること。</p> <p>測定結果及び対策状況について、区長へ報告すること。</p>
事業開始までの注意点	<p>化学物質の低減のため、家庭的保育事業所等の竣工予定日から事業開始日まで、2 週間以上の期間を確保すること。</p> <p>換気装置の使用、定期的な窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。</p>

別表2 条例第4条第2項、要綱第3条関係  
乳幼児突然死症候群の防止策

区分	内容
実施内容	家庭的保育事業者等は、乳児及び幼児の睡眠時における注意点等を遵守し、睡眠中の乳児及び幼児の状態をきめ細かく確認する。確認した結果は、乳児及び幼児別に記録を取る。
睡眠時の 注意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 照明は乳児及び幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つこと。</li> <li>2 厚着をさせすぎないこと。</li> <li>3 暖房を効かせすぎないこと。</li> <li>4 預け始めの時期は年齢に関係なく、特に注意して乳児及び幼児を一人一人確認してその内容を記録すること。</li> <li>5 担当者を決め、乳児及び幼児のそばを離れないこと。</li> </ol>
その他の 注意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳児室、保育室等内での禁煙を徹底すること。</li> <li>2 乳児又は幼児の保護者と緊密なコミュニケーションを取り、家庭での乳児及び幼児の様子や睡眠時の癖、体調等を聞き取り、家庭的保育事業所等での様子を保護者に伝えるなどし、気になる事は双方で話し合い、対策を講じること。</li> <li>3 家庭的保育事業者等は、不測の事態に備え、緊急時対応マニュアルの整備、救急救命訓練研修等を家庭的保育事業所等の職員に対して実施すること。</li> </ol>
睡眠時の 確認項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 寝つきや睡眠時の姿勢 姿勢の記録のほか、姿勢を直した場合も記録すること。 医師がうつぶせ寝を勧める場合を除き、仰向け寝とすること。</li> <li>2 顔色、唇の色等</li> <li>3 呼吸の状態 鼻や口の空気の流れや音、胸の動き等を確認すること。</li> <li>4 体温 体に触れて確認をすること。</li> </ol>
確認間隔	1歳未満児 おおむね5分ごと
	1歳児及び2歳児 おおむね10分ごと

別表3 借入金明細書

借入金明細書(短期運営資金借入金を除く)

自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位:円)

区分	借入先	区分	期首残高①	当期借入金②	当期償還額③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還 予定額)	元金償還 補助金	利率%	支払利息		返済期 限	用途	担保資産				
									当期支 出額	利息補助 金収入			種類	地番又は 内容	帳簿価 額		
設備 資金 借入金						( )											
						( )											
						( )											
						( )											
						( )											
		計		0	0	0	( )	0		0	0						
長期 運営 資金 借入金						( )											
						( )											
						( )											
						( )											
						( )											
		計		0	0	0	( )	0		0	0						
合計			0	0	0	( )	0		0	0							0

別表4 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

自 年 月 日  
至 年 月 日

区分

資産の種類及び名称	期首帳簿価額(A)		当期増加額(B)		当期減価償却額(C)		当期減少額(D)		期末帳簿価額(E=A+B-C-D)		減価償却累計額(F)	期末取得原価(G=E+F)		摘要
	うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額		
基本財産(有形固定資産)														
土地														
建物														
基本財産合計		0		0		0		0		0	0		0	
その他の固定資産(有形固定資産)														
土地														
建物														
車両運搬費														
〇〇〇														
その他の固定資産(有形固定資産)合計		0		0		0		0		0	0		0	
基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)計		0		0		0		0		0	0		0	
将来入金予定の償還補助金の額														
差引														

別表5 規則第 36 条の 36 関係)

認可申請時に必要な書類

職員関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の構成 (様式第 2 号)</li> <li>2 基準職員 (第 6 条で規定された職員をいう。以下同じ。) 及び基準職員以外の常勤職員全員の履歴書の写し</li> <li>3 保育士登録証又は家庭的保育事業従事者研修受講証明 (C 型に限る) 等の写し</li> <li>4 管理者の管理者要件を充足することを証する書面 (勤務証明等)</li> <li>5 嘱託医師の免許証の写し</li> <li>6 保健師、看護師等を配置する場合には当該免許証の写し</li> <li>7 幼稚園教諭等を配置する場合には当該免許状及び研修受講証明等の写し</li> <li>8 省令附則第 8 条に基づく職員を配置する場合には資格及び勤務実績を満たす証明等</li> <li>9 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書 (控) の写し (ただし、基準職員以外の非常勤職員については不要。)</li> <li>10 搬入施設から食事を搬入する場合、給食調理・搬入等に係る契約書等の写し</li> <li>11 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合、調理業務委託契約書の写し</li> </ol>
建物、その他の設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物・土地の状況 (様式第 3 号)</li> <li>2 施設の案内図及び配置図並びに建物の平面図 (平面図が配置図を兼ねる場合省略可能)</li> <li>3 保育室等からの避難経路を 2 つ以上示した平面図</li> <li>4 建築確認申請書、確認済証及び検査済証等の写し (建物建築時のものを含む。)</li> <li>5 保育室等の採光及び換気等が建築基準法等の保育所の基準を満たしていることを証する書類</li> <li>6 保育室等を 2 階以上に設置する場合は、一級建築士による、省令第 28 条第 7 号の規定を満たしていることを証する書類</li> <li>7 土地及び建物の登記事項証明書 (ただし、申請時に登記がなされていない場合には、登記後、送付すること。) 又は使用の権利を証する書類 (賃貸借契約書等) の写し</li> <li>8 第 4 条第 2 項に規定する基準 (別表 2) に基づき実施した場合、その測定結果 (厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるもの)</li> <li>9 第 4 条第 3 項に該当する建物に当該事実を客観的に確認できる書類がある場合、その書類。</li> </ol>
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運営規程</li> <li>2 就業規則 (給与規程等を含む。)</li> <li>3 重要事項説明書 (利用のしおり等)</li> <li>4 賠償責任保険加入等を証する書類の写し</li> <li>5 連携施設の名称・所在地・設置者等及びその連携内容を証する書類</li> </ol>
申請者の状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置代表者の履歴書 (法人の場合は法人代表の履歴書)</li> <li>2 代表者の印鑑登録証明書 (法人の場合は、法人の印鑑登録証明書)</li> <li>3 法人の場合、法人の登記事項証明書</li> <li>4 法人の場合、定款又は寄附行為の写し</li> <li>5 設置主体の印鑑証明</li> <li>6 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項に掲げる基準に関する誓約書 (様式第 4 号)</li> <li>7 資金計画書</li> <li>8 当該小規模保育事業所の今後 5 年間の収支計画書</li> <li>9 直近 3 年間の決算報告書 (監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理</li> </ol>

申請者の状況	士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの)
	10 設置者全体の今後 5 年間の収支（損益）予算書
	11 設置者全体の今後 5 年間の借入金等返済計画
	12 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置者が新規設立法人の場合）
	13 残高証明書（認可申請書の提出期限の 1 月前以降の時点のもの）
	14 直近の法人税納税証明書
15 その他区長が必要と認めるもの	